

## 共済事業について

## 共済事業に関する改正等について

### 1 共済事業に関する改正の趣旨及び主な改正内容

共済事業については、かつては慶弔見舞金程度のものであったが、近年では、契約件数の増加や共済種類の多様化により、保険及び共済全体に占める生協の共済事業の規模も大きくなっている。このような中、保険契約者の保護については、保険業法（平成7年法律第105号）に基づき一定の規制が行われており、他の協同組合法についても、共済契約者の保護のための見直しが行われたところであり、改正生協法においては、生協における共済事業についても、契約者保護の観点から、必要な規制を整備することとした。

#### ① 共済事業の健全性の確保

- 財政的に脆弱な組合が共済事業を行う場合、十分に契約者保護が図れない可能性があることから、共済事業を行う組合の最低限保有しなければならない出資の総額（最低出資金）を規定
- 他事業の財務状況が悪化し、それが共済事業の健全性を脅かすことを避ける必要があることから、共済事業を行う組合が他の事業を行うことを制限（兼業規制）
- 自己資本を充実させ、十分な支払余力を確保するとともに、支払余力を示す行政上の指標やそれに基づく行政上の是正措置を定め、財務の健全性を担保するための措置を規定
- 契約が長期にわたり共済数理の知識及び経験を必要とする場合等については、共済数理の専門家による関与を義務付けることが適当であることから、共済計理人を選任し、共済掛金の算出方法その他の事項に係る共済の数理に関する事項に関与させることを規定 等

#### ② 共済事業に係る透明性の確保

- 共済事業を行う組合は、毎事業年度、業務及び財産の状況に関する事項を記載した説明書類を作成し、公衆の縦覧に供しなければならないことを規定
- 共済事業を行う組合の外部監査（会計監査人の監査）について規定 等

#### ③ 共済募集に係る契約者の保護

- 組合やその役職員などに対して、共済契約の締結等に関して共済契約者等

に対して虚偽のことを述べることを禁止するなど、共済募集時の行為規制を規定 等

④ 共済契約の包括移転および契約条件の変更

○ 組合の破綻等による契約者の不利益を未然に回避するために、共済契約の包括移転および契約条件の変更について規定

⑤ 共済事業の円滑な事業運営の確保

○ 共済掛金及び共済金の最高限度については、定款の認可で足りることと規定 等

2 貸付事業に関する改正の趣旨及び主な改正内容（平成19年12月19日施行）

貸付事業については、生協法第10条第1項第4号の「組合員の生活の共済を図る事業」の一つとして行われているところであるが、改正前の生協法においては貸付事業に関する規制が設けられていないため、貸付けを受ける組合員の保護が十分に図れないおそれがあった。また、現在、生協が行う貸付事業については、貸金業法（昭和58年法律第32号）が適用されないこととなっており、貸付事業に関する規制が設けられていない中で、今年の貸金業の規制等に関する法律等の改正により、貸金業者としての登録が困難となった事業者が生協を設立して貸金業を行うおそれがある。

このため、改正生協法では、貸付けを受ける組合員の保護を図るとともに、貸金業者の流入防止を図り、貸付事業の適正な実施を確保するための規定を整備することとした。

① 参入条件（純資産額規制）の設定

② 貸付事業規約に対する行政庁の認可制の導入 等

3 その他

平成17年通常国会において保険業法が改正され、「根拠法のない共済」いわゆる「無認可共済」が契約者保護の観点から、保険業法の適用を受けることとなり、平成18年4月に施行されたところである。

これにより、従来「無認可共済」として共済事業を行ってきた者は、保険業法に基づく保険会社あるいは少額短期保険業者に移行又は廃業や事業譲渡をすることとなる

が、一部の事業者においては、生協としての法人格を取得し共済事業を行っていかうとする動きが見受けられるところである。

上記のような新たに設立される生協の認可にあたっては、生協法関係法令通知に則って、適正な審査のうえ、ご判断願いたい。

## (参考条文)

### ○ 凡例

法 律：消費生活協同組合法の一部を改正する等の法律（平成19年法律第47号）第3条の規定による改正後の消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）

法 律 附 則：消費生活協同組合法の一部を改正する等の法律（平成19年法律第47号）附則

政 令：消費生活協同組合法施行令（平成19年政令第373号）

経過措置政令：消費生活協同組合法の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成19年政令第374号）

施行規則案：平成19年12月26日から平成20年1月15日までの間、パブリックコメントとして意見募集を行った「消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する等の省令案」の規定による改正後の消費生活協同組合法施行規則案（昭和23年大蔵省、法務庁、厚生省、農林省令第1号）

○ 法律第12条の2

(共済契約)

第十二条の二 共済事業を行う組合は、他の組合その他政令で定める者以外の者に対して、その組合のために行う共済契約の締結の代理又は媒介の業務を委託してはならない。ただし、責任共済の契約及びこれに類する共済契約であつて厚生労働省令で定めるものの締結の代理又は媒介の業務については、この限りでない。

2 前項の政令で定める者は、共済契約者、被共済者、共済金額を受け取るべき者その他の関係者（以下「共済契約者等」という。）の保護に欠けるおそれが少ない場合として厚生労働省令で定める場合に該当する場合に限り、他の法律の規定にかかわらず、共済契約の締結の代理又は媒介の業務を行うことができる。

3 保険業法第二百八十三条の規定は共済事業を行う組合の役員及び使用人並びに当該共済事業を行う組合の共済代理店（組合の委託を受けて、当該組合のために共済契約の締結の代理又は媒介を行う者であつて、当該組合の役員又は使用人でないものをいう。以下同じ。）並びにその役員及び使用人が行う当該共済事業を行う組合の共済契約の募集について、同法第二百九十四条の規定は共済契約の募集を行う共済事業を行う組合の役員及び使用人並びに当該共済事業を行う組合の共済代理店並びにその役員及び使用人について、同法第二百九十五条の規定は共済代理店について、同法第三百条の規定は共済事業を行う組合及びその共済代理店（これらの者の役員及び使用人を含む。）について、同法第三百五条、第三百六条及び第三百七条第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定は共済代理店について、同法第三百九条の規定は共済事業を行う組合に対し共済契約の申込みをした者又は共済契約者が行う共済契約の申込みの撤回又は解除について、同法第三百十一条の規定はこの項において準用する同法第三百五条の規定による立入り、質問又は検査をする職員について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百九十四条第三号、第二百九十五条、第三百条第一項第七号及び第九号並びに第三百九条第一項第一号、第二項、第三項、第五項及び第六項中「内閣府令」とあるのは「厚生労働省令」と、同法第三百条第一項中「次条に規定する特定保険契約」とあるのは「消費生活協同組合法第十二条の三第一項に規定する特定共済契約」と、同項第八号中「特定関係者（第百条の三（第二百七十二条の十三

第二項において準用する場合を含む。第三百一条において同じ。)に規定する特定関係者及び第百九十四条に規定する特殊関係者のうち、当該保険会社等又は外国保険会社等を子会社とする保険持株会社及び少額短期保険持株会社（以下この条及び第三百一条の二において「保険持株会社等」という。）、当該保険持株会社等の子会社（保険会社等及び外国保険会社等を除く。）並びに保険業を行う者以外の者をいう。）とあるのは「子会社等（消費生活協同組合法第五十三条の二第二項に規定する子会社等をいう。）」と、同条第二項中「第四条第二項各号、第百八十七条第三項各号又は第二百七十二条の二第二項各号に掲げる書類」とあるのは「定款又は消費生活協同組合法第二十六条の三第一項に規定する規約」と、同法第三百五条及び第三百六条中「内閣総理大臣」とあるのは「行政庁」と、同法第三百七条第一項中「内閣総理大臣」とあるのは「行政庁」と、「次の各号のいずれかに該当するときは、第二百七十六条若しくは第二百八十六条の登録を取り消し、又は」とあるのは「第三号に該当するときは、」と、「業務の全部若しくは一部」とあるのは「共済契約の募集」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

#### ○ 法律第96条の2

(行政庁への届出)

第九十六条の二 共済事業を行う組合は、次の各号のいずれかに該当するときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を行政庁に届け出なければならない。

- 一 共済代理店の設置又は廃止をしようとするとき。
- 二 共済計理人を選任したとき、又は共済計理人が退任したとき。
- 三 子会社等を新たに有することとなつたとき。
- 四 子会社等が子会社等でなくなつたとき。
- 五 第五十三条の二第一項又は第二項の規定により説明書類の縦覧を開始したとき。
- 六 その他厚生労働省令で定める場合に該当するとき。

#### ○ 法律附則第34条

第三十四条 この法律の施行の際現に存する組合については、新協同組合法第九十六条の二の規定は、施行日から起算して六月を経過する日までの間は、適用しない。

## 最低出資金関係

### ○ 法律第54条の2

(共済事業を行う組合の出資の総額)

第五十四条の二 共済事業を行う消費生活協同組合であつてその組合員の総数が政令で定める基準を超えるもの又は共済事業を行う連合会の出資の総額は、厚生労働省令で定める区分に応じ、厚生労働省令で定める額以上でなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める額は、消費生活協同組合の出資の総額にあつては一億円、連合会の出資の総額にあつては十億円を、それぞれ下回つてはならない。

### ○ 政令第18条

(共済事業を行う組合の出資の総額)

第十八条 法第五十四条の二第一項の政令で定める基準は、事業年度の開始の時ににおける組合員の総数が千人であることとする。

### ○ 施行規則案第60条

(出資の総額の最低限度)

第60条 法第五十四条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める区分は次の各号に掲げる区分とし、同項の厚生労働省令で定める額は当該区分に応じ当該各号に定める額とする。

一 共済事業を行う消費生活協同組合であつてその組合員の総数が令第十八条に定める基準を超えるもの 一億円

二 共済事業を行う連合会 十億円

### ○ 法律附則第31条

第三十一条 この法律の施行の際現に存する共済事業を行う組合であつてその出資の総額が新協同組合法第五十四条の二第一項の厚生労働省令で定める額に満たないものについては、同項の規定は、施行日から起算して五年を経過する日までの間は、適用しない。

## 兼業規制関係

### ○ 法律第10条第3項

(事業の種類)

第十条 組合は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一～八 (略)

2 (略)

3 共済事業を行う消費生活協同組合であつてその收受する共済掛金の総額が政令で定める基準を超えるもの若しくはその交付する共済金額が政令で定める基準を超えるもの又は共済事業を行う連合会は、第一項の規定にかかわらず、共済事業、受託共済事業及び同項第五号の事業並びにこれらに附帯する事業並びに前項の事業のほか、他の事業を行うことができない。ただし、厚生労働省令で定めるところにより、行政庁の承認を受けたときは、この限りでない。

### ○ 政令第1条

第一条 共済掛金の総額に係る消費生活協同組合法（以下「法」という。）第十条第三項の政令で定める基準は、当該事業年度の前々事業年度の年間收受共済掛金総額（一事業年度において收受した共済掛金又は收受すべきことの確定した共済掛金（当該共済掛金のうちに払い戻したもの又は払い戻すべきものがある場合には、その金額を控除した金額）その他厚生労働省令で定めるものの合計額から当該事業年度において支払った解約返戻金又は支払うべきことの確定した解約返戻金の合計額を控除した額をいう。以下この項において同じ。）及び前事業年度の年間收受共済掛金総額がそれぞれ十億円であることとする。

2 共済金額に係る法第十条第三項の政令で定める基準は、一の被共済者当たりの共済金額が百万円であることとする。

### ○ 施行規則案第⑤条

(他の事業を行う場合の行政庁の承認)

第⑤条 法第十条第三項ただし書に規定する承認（消費生活協同組合の行う共済事業が、共済事業を行う他の組合との契約により連帯して共済契約による共済責任を負担し、かつ、当該共済責任について負担部分を有しない場合に限る。）を受けようとする



きは、申請書に次に掲げる書類を添えて行政庁に提出しなければならない。

- 一 承認申請に係る事業の内容を記載した書面
- 二 承認申請に係る事業に係る三事業年度の事業計画書
- 三 承認申請に係る事業に係る三事業年度の収支予算書
- 四 承認申請を行う組合の共済事業に係る共済事業規約
- 五 その他参考となるべき事項を記載した書類

○ 法律附則第4条

第四条 共済事業（第二条の規定による改正後の消費生活協同組合法（以下「新協同組合法」という。）第十条第二項の共済事業をいう。以下同じ。）を行う消費生活協同組合であつてその收受する共済掛金の総額が政令で定める基準を超えるもの若しくはその交付する共済金額が政令で定める基準を超えるもの又は共済事業を行う連合会であつて、この法律の施行の際現に共済事業、受託共済事業（同条第二項の受託共済事業をいう。）及び同条第一項第五号の事業並びにこれらに附帯する事業並びに同条第二項の事業以外の事業（以下この条において「共済等以外事業」という。）を併せ行うものは、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して五年を経過する日までの間は、新協同組合法第十条第三項の規定にかかわらず、引き続き当該共済等以外事業を行うことができる。

○ 経過措置政令第2条

（改正法附則第四条の政令で定める基準）

第二条 共済掛金の総額に係る改正法附則第四条の政令で定める基準は、当該事業年度の前々事業年度の年間收受共済掛金総額（一事業年度において收受した共済掛金又は收受すべきことの確定した共済掛金（当該共済掛金のうちに払い戻したもの又は払い戻すべきものがある場合には、その金額を控除した金額）その他厚生労働省令で定めるものの合計額から当該事業年度において支払った解約返戻金又は支払うべきことの確定した解約返戻金の合計額を控除した額をいう。以下同じ。）及び前事業年度の年間收受共済掛金総額がそれぞれ十億円であることとする。

2 共済金額に係る改正法附則第四条の政令で定める基準は、一の被共済者当たりの共済金額が百万円であることとする。